

長野市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、長野市選挙管理委員長及び長野市農業委員会会長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成22年5月25日

長野市監査委員	増	山	幸	一
同	高	波	謙	二
同	岡	田	莊	史
同	塩	入		学

## 措置の通知書

平成 21 年度 定期監査（中期・後期）（21 監査第 83 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>（指摘事項）</p> <p><b>3 支出に関する事務について</b> （報告書 7 ページ）</p> <p>(2) 食糧費を伴う会議等への職員の出席を必要最小限とすべきもの 食糧費の執行を伴う各種会議等において、必要以上に担当職員が出席している事例が確認された。 「食糧費適正執行のための基準」に基づき、懇談会等の出席者は厳選し、参加人数が極力少数となるよう、適切に行われたい。 （農業土木課・農業委員会事務局）</p> <p>（報告書 8 ページ）</p> <p>(3) 食糧費の支出事務を適正に行うべきもの 1 件 5 万円を超える食糧費の支出については、「長野市財務規則」及び予算執行方針において所管部長の決裁及び財政課長、食糧費適正化検討委員会委員長の合議が必要とされているが、所管部長の決裁及び財政課長の合議が行われずに支出されていた事例があった。 規則等に則り、適正な事務処理を行われたい。 （選挙管理委員会事務局）</p>	<p>職員の出席を必要最小限にすることについては、農業委員を 3 部会及び 5 調査会に分けて職員が担当していることから、総会懇親会に 6 名出席したものであるが、平成 22 年 4 月 16 日開催された第 13 回総会へは、職員の人事異動があったことから必要最小限の 4 名出席とすることで改善を図った。 4 名の内訳は人事異動で新人（局長・局長補佐・係長）の 3 名及び局長補佐である。 （農業委員会事務局）</p> <p>食糧費の支出事務を適正に行うべきものについて、所管部長の決裁及び財政課長の合議が行われていなかった箇所は決裁・合議を得た（平成 21 年 3 月 16 日）。 改めて、規則に則り適正な支出事務を徹底することを、事務局長から職員に指示した。 （選挙管理委員会事務局）</p>

## 措置の通知書

平成 21 年度 定期監査（中期・後期）（21 監査第 83 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>（指摘事項）</p> <p><b>4 契約に関する事務について</b> （報告書 8 ページ）</p> <p>(1) 個人情報保護について適正な措置を行うべきもの 「長野市個人情報保護条例」、「長野市個人情報保護条例施行規則」及び「個人情報取扱業務委託基準」において、個人情報の取扱いを伴う業務を実施機関以外のものに委託しようとするときは、個人情報の適正な管理のため、契約書に個人情報の保護について条文を規定するか、または、契約書によらない場合は、契約に係る「個人情報取扱心得」の遵守について、受託者と取り交わすことと規定されている。 個人情報を取り扱う業務委託契約において、この措置がされていなかった。 条例等に則り、適正な事務処理を行われたい。 （農業委員会事務局）</p> <p><b>6 各種団体の出納事務の執行について</b> <b>団体の出納事務を適正にすべきもの</b> （報告書 9 ページ）</p> <p>ウ 収入・支出伺が一部未整備であった。 （農政課・農業委員会事務局・消防局総務課・警防課）</p>	<p>個人情報保護について適正な措置を行うべきものについては、担当者の見落としによるものであったため、「個人情報取扱心得」の遵守について、受託者と取り交わすなど個人情報保護を適正に管理するよう職員へ周知し改善を図った。 （農業委員会事務局）</p> <p>19 市協議会（団体分）支出命令書の領収書の宛名違いについては、当番市担当者の不注意であったので、本来の宛名の領収書を交付してもらい差し替えた。また、旅費の支出伺は、職員全員で再確認するとともに、旅費額内訳書を添付した。 有料道路通行料の立替払いについては、職員の公費に対する認識不足であったので、資金前渡を徹底するよう職員に周知した。 農業者年金協議会（団体分）の研修費については、支出手順を再確認するとともに、支出命令書の会長決裁漏れは、事後決裁した。 （農業委員会事務局）</p>